



議案第十二号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年参月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

三朝町条例第

号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の次に次の一項を加える。

（昇給期間の特例）

昭和五十二年三月三十一日に在職する職員に係る昭和五十二年四月一日以降における最初の改正後の条例第四条第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項中「十二月」とあるのは「五月」と、「八月」とあるのは「十一月」と、「二十四月」とあるのは「二十七月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十七月」と、「八月」とあるのは「十一月」とする。

附則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。